



平成 29 年 10 月 10 日
自動車局 技術政策課
自動車局 審査・リコール課

車線維持支援機能に関する国際基準を導入します

— 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について —

自動車の自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線維持支援機能、補正操舵機能、自動駐車機能に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、自動車の自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線維持支援機能、補正操舵機能、自動駐車機能に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

また、車両接近通報装置に係る国際基準を新たに採用します。

1. 保安基準等の主な改正項目(※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。)

車線維持支援機能等に関する国際基準の導入

自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線維持支援機能、補正操舵機能、自動駐車機能を有する自動車は、かじ取り装置に係る協定規則(第79号)に規定された各機能についての要件に適合しなければならないこととします。

2. 公布・施行

公布:10月10日(本日)

施行:10月10日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 :久保

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課:和田

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640